

# 議 案

## 第 3 回 玉 名 市 議 会

(臨 時 会)

令和 4 年 5 月 1 9 日提出

第3回玉名市議会（臨時会）提出議題

議番号	件名	提案者
36	専決処分事項の承認について 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第16号）	専決第2号 市長
37	専決処分事項の承認について 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について	専決第3号 市長
38	専決処分事項の承認について 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第4号 市長
39	専決処分事項の承認について 玉名市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について	専決第5号 市長
40	専決処分事項の承認について 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	専決第6号 市長
41	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第1号）	市長
報告2	令和3年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	市長
3	令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	市長
4	令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について	市長

議第36号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和4年5月19日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第2号

専決処分書

令和3年度玉名市一般会計補正予算（第16号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

議第 37 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 19 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 3 号

専決処分書

玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市税条例等の一部を改正する条例

(玉名市税条例の一部改正)

第1条 玉名市税条例(平成17年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書」を「確定申告書」に、「年度分」を「年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が133万円以下である者に限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族(」を「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職

手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しないもの」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第51条第1項第4号中「公益財団法人」の次に「並びに市長が特に必要と認める法人」を加える。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧を」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を」に改める。

第73条の3第1項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第

26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよう

とする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(玉名市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 玉名市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち玉名市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有するもの」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中玉名市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中玉名市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(玉名市税条例等の一部を改正する条例附則第2条第3項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中玉名市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の玉名市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の玉名市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例第73条の3第1

項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議第 38 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 19 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 4 号

専決処分書

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例

玉名市都市計画税条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第7項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第18項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第9項及び第11項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第9項及び第12項」を「附則第10項及び第13項」に、「第12項及び第13項」を「第11項、第13項及び第14項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の玉名市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第39号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和4年5月19日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第5号

専決処分書

玉名市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(玉名市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 玉名市国民健康保険税条例(平成18年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第25条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第6項中「同条中」を「同項中」に改める。

(玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和4年3月31日まで」を「規則で定める日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第40号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和4年5月19日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第6号

専決処分書

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例

玉名市介護保険条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和2年2月1日から令和4年3月31日まで」を「令和2年2月1日から規則で定める日まで」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係るこの条例による改正後の玉名市介護保険条例附則第10条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

報告第2号

令和3年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和3年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越するを要した資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	水道事業	978,795,000	960,007,000	18,788,000	損益勘定留保資金 18,788,000	0	先行工事の資材搬入の遅延により、着工までに不測の日数を要したため。

報告第3号

令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和3年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越するを要したたな卸資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	676,493,000	569,732,200	106,760,800	国庫補助金 46,680,400 公共下水道事業債 22,600,000 損益勘定留保資金 37,480,400	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。

報告第4号

令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年5月19日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和3年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越するを要したな卸資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	424,942,000	345,769,100	79,172,900	県補助金 37,936,450 農業集落排水事業債 32,300,000 損益勘定留保資金 8,936,450	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。